

第 2 編

第 3 章

地震災害復旧・復興計画

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 留意点

- (1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。
- (2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。
- (3) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。

第2 災害復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第3 災害復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

地震災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、町、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

エ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

オ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

カ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

キ 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。

ク 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 水道
- ク 下水道
- ケ 公園

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (4) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (7) 公共建築物災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

3 被災地方公共団体への支援

県は、特定大規模災害を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実状を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。

第4 災害復興計画の作成

1 復興計画の作成

- (1) 大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (3) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (4) 県は、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

2 防災まちづくり

- (1) 必要に応じ、県及び町は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるよう努めるものとする。
- (2) 県及び町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難先、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。こ

の際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

- (3) 県及び町は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 県及び町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- (5) 県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 県及び町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第5 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

第2節 生活再建等支援対策の実施

第1 基本的な考え方

地震災害時に多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

第2 被災者の生活相談

災害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第3 被災者の被災状況の把握

1 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 被災者台帳の作成

(1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 義援金、義援品の受付、配分

県、町、日本赤十字社島根県支部、社会福祉法人島根県共同募金会及び関係団体、関係機関は、一般町民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管、配分等について相互に協力する。

1 義援金等の受付、配分

(1) 義援金及び見舞金の受付、収納

県は、県に寄託された義援金及び知事あての見舞金を受け付け、収納する。

(2) 義援金の寄託

県で受け付けた義援金は、日本赤十字社島根県支部に設置される配分委員会に寄託する。

(3) 見舞金の取扱

知事あての見舞金の取扱については、別途知事が決定する。

(4) 義援金の受付（町）

町は、町に寄託された義援金及び町長あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに、義援金の受付に関する計画を樹立する。

(5) 義援金の配分（町）

町は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(6) 義援金の受付（日赤県支部、県共同募金会）

日本赤十字社島根県支部、社会福祉法人島根県共同募金会等関係機関は、県支部及び町（地区、分区）において寄託された義援金を受け付ける。

(7) 義援金の配分（日赤県支部、県共同募金会）

日本赤十字社島根県支部、社会福祉法人島根県共同募金会等関係機関で受け付けた義援金の町に対する配分は、県、日本赤十字社島根県支部及び日本赤十字社島根県支部に協力する関係団体で設置する配分委員会を組織し、義援金の使用について十分協議の上定めるものとする。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。また、被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。

2 義援品の受付、配分

(1) 義援品の受付（県）

県は、義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。その際、内容物の種類、数量等がわかるよう送付リストを事前に提示するよう求めるとともに、仕分け作業の手間がかからないよう配慮を求める。

(2) 義援品の配分及び輸送（県）

県は、義援品を受け付けた場合、日本赤十字社島根県支部と協議し、義援品の町に対する配分を速やかに決定し、県内輸送業者の協力を得る（トラック協会等の輸送協定等による）ことにより指定避難所等町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡す。また、日本赤十字社島根県支部に寄託された義援品の輸送に関し、協力する。

(3) 義援品の保管（県）

県は、義援品を受け付けた場合、広域防災拠点、本庁舎等の倉庫、会議室等を臨時使用する等により、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

(4) 義援品の受付（町）

町は、義援品の受付に関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

(5) 義援品の配分（町）

町は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに指定避難所等において被災者に配分する。

(6) 義援品の保管（町）

町は、義援品の保管場所についてあらかじめ計画を樹立し、被災者に配分するまでの間、一時保管を行う。

(7) 義援品の受付（日赤県支部）

日本赤十字社島根県支部は、義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に関り受け付ける。

(8) 義援品の配分及び輸送（日赤県支部）

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品の町に対する配分を速やかに決定し、県の協力を得て輸送し、町に引き渡す。

(9) 義援品の保管（日赤県支部）

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品を配分するまでの一時保管場所として、県支部の倉庫等を利用するが、状況によっては県に集積場所の確保を要請する。

第5 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸付を行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借入れることが困難な場合に利用出来るものである。

(2) 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復旧住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

地震災害により被害を受けた母子家庭、寡婦及び父子家庭等に対して、必要に応じて資金の貸付けを行う。

2 被災中小企業への融資

県は、地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

- (1) 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。
- (2) 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- (3) 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう（財）しまね産業振興財団に指示する。
- (4) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。
- (5) 金融機関、商工団体及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

3 被災農林水産業関係者への融資等

県は、地震により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
- (2) 農業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。
- (3) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。
- (4) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
- (5) 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- (6) 漁船損害等保障法に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

第6 郵便・電話等の支援措置 日本郵便株式会社中国支社

1 郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

2 電話関係

「災害救助法」の適用が想定される規模の災害等の発生に伴い、広域停電や交通機関の遮断等の社会的混乱が発生し、固定電話及び携帯電話の通話規制が発生する可能性がある状況等を総合的に勘案し、NTT西日本が公衆電話の無料化を行う。

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社から指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

5 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待つて被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第7 税等の徴収猶予、減免

被災した町民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

1 県税の徴収猶予及び減免等

県は被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国税等の徴収猶予及び減免

国及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険税について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

4 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

5 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保険医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者の行う措置に対して、必要な指導、助言を行う。

6 後期高齢者医療被保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保険医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

7 福祉施設の費用負担の減免

町は福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、町を指導・助成する。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

- 1 災害弔慰金の支給
- 2 災害障害見舞金の支給
- 3 災害援護資金の貸付

県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象とならない災害により死亡した県民の遺族に対して、町が独自に災害弔慰金の支給を行った場合、対象となる町に補助金を交付する。

県が町に対して交付する補助金の具体的な手順や内容については、「島根県災害弔慰金支給事業補助金交付要綱」に基づくものとする。

第9 被災者生活再建支援法等に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が

創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、地震災害関連の自然災害は、地震等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町における自然災害。

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した町における自然災害。

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。

エ ア又はイの町を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した町（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した町（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの町を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した町（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した町（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧町単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア その居住する住宅が全壊した世帯。

イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金及び加算支援金）の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全 壊 (2)アに該当)	解 体 (2)イに該当)	長期避難 (2)ウに該当)	大規模半壊 (2)エに該当)	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入 (注1)	補 修 (注1)	賃 貸 (公営住宅以外) (注1)
支給額(注2)	200万円～100万円	100万円	50万円～25万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(注2) 加算支援金の支給額は、住宅の被害程度により異なる。また、被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。なお、被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援を受けた場合は、加算支援金から法に基づく支給額を差し引いた金額を上限額とする。

2 支援金の支給

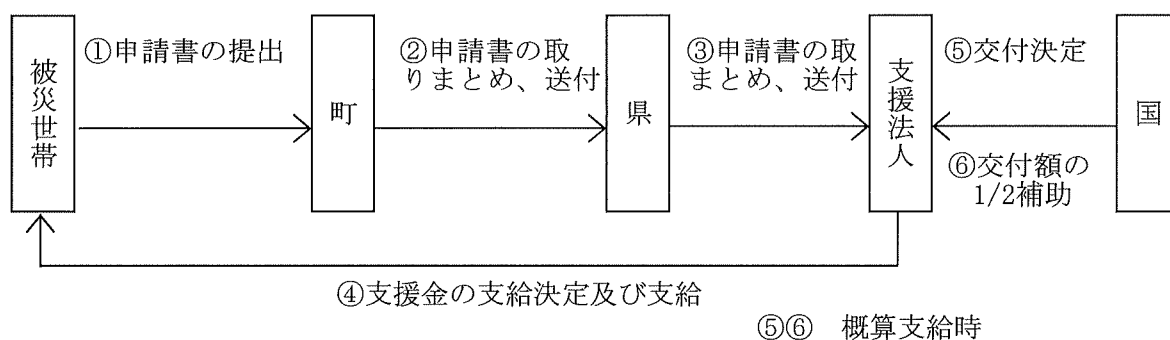
支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、町等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は町が行う。）、県に送付する。なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災町から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図1 支給事務の流れ



3 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

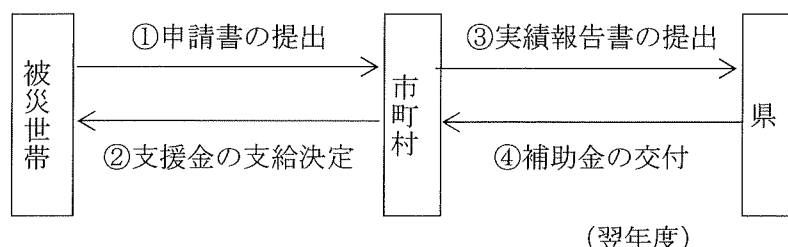
自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない世帯、又は県独自の拡充支援として、「半壊」及び「一部破損」の住宅被害を受けた世帯に対し、市町村が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援補助金要綱」に基づき、当該市町村に対

し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活再建支援補助金として交付する。

(1) 支給事務の基本的な流れ

支給事務の基本的流れは図2.3.2.2のとおりである。

図2.3.2.2 支給事務の基本的流れ



(2) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金及び加算支援金）の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全 壊 ((2)アに該当)	解 体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入 (注1)	補 修 (注1)	賃 貸 (公営住宅以外) (注1)
支給額(注2)	200万円～100万円	100万円	50万円～25万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(注2) 加算支援金の支給額は、住宅の被害程度により異なる。また、被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。なお、被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援を受けた場合は、加算支援金から法に基づく支給額を差し引いた金額を上限額とする。

(3) 支給内容及び支給額（半壊及び一部破損）

支給額は、以下のとおりとなる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の再建 方法	半壊	一部破損
支給額	100万円	40万円

(注1) 被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は実費の範囲内とする。

第3節 激甚災害の指定

第1 基本的な考え方

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

県の地域に、大規模な災害が発生した場合、県としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

関係法令

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

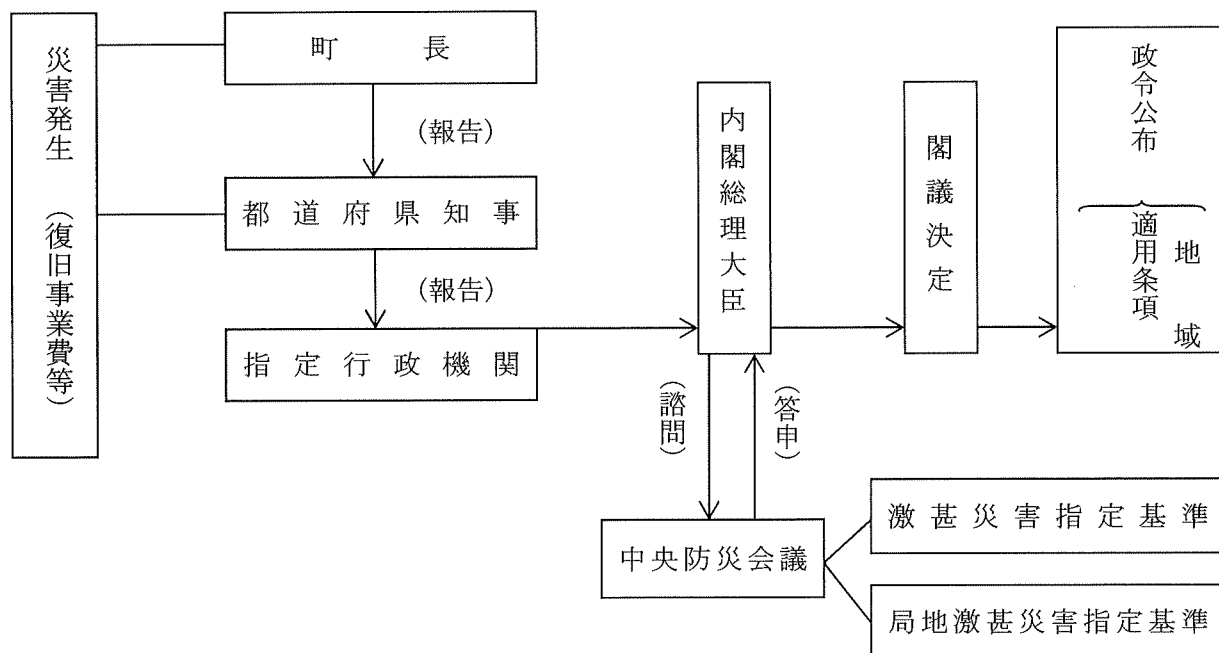
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

第2 激甚災害指定手続

町長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県知事に査定事業費等を報告する。

県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなる。この手続きを図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国標準税収入 $\times 0.5\%$
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国標準税収入 $\times 0.2\%$ かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の標準税収入 $\times 25\%$の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 $>$ 県内全市町村の標準税収入 $\times 5\%$の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.5\%$
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.15\%$ かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の農業所得推定額 $\times 4\%$の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ 次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 0.5\%$ 又は (4) 漁業被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 1.5\%$ で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.5\%$
		B 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.15\%$ かつ 一の都道府県の特別被害農業者 $>$ 当該都道府県の農業者 $\times 3\%$の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する	A 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 5\%$
		B 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1.5\%$ かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の生産林業所得推定額 $\times 60\%$の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1\%$の県が1以上 ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の町の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の町の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第4 局地激甚災害指定基準

災害を町段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている(H28.2.9最新改正)。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該町が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該町の標準税収入 $\times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該町の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該町が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える町 当該町が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該町の標準税収入 $\times 20\%$ (ハ) 当該町の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の町 当該町が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該町の標準税収入 $\times 20\% +$ (当該町の標準税収入 -50 億円) $\times 60\%$ ただし、この基準に該当する町ごとの査定事業費を合算したがおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該町内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該町の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該町内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該町の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該町の漁業被害額が当該町内の農業被害額を超え、 かつ 当該町内の漁船等の被害額 $>$ 当該町の漁業所得推定額 $\times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する町ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該町内の林業被害見込額(樹木に係るもの) $>$ 当該町に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) $\times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300 ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 $>$ 当該町の民有林面積(人工林に係るもの) $\times 25\%$

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第12条	中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該町の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合 を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金 の基準財政需要額への算入 等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5 特別財政援助等の申請手続等

1 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 県

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

第6 激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第 3 条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部 土 木 部
	2 公共土木施設災害関連事業	
	3 公立学校施設災害復旧事業	教 育 庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土 木 部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	

適用条項	事業名	県関係部局名
第 3 条	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部 土 木 部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条 第11条の2	19 共同利用小型漁船の建造費の補助 20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	25 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	26 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	27 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総 務 部 農林水産部 土 木 部 教 育 庁
第25条	29 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部

